

東栄町若者定住支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東栄町における若者の定住を支援するため、東栄町が交付する若者定住支援補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者とは、15歳以上40歳以下の男女で、町長が認めた者をいう。
- (2) 定住とは、転入日から1年以上継続して居住することをいう。
- (3) Uターンとは、本町の住民であった者が、1年以上町外に転出（転勤等一時的な転出を除く。）した後に再転入することをいう。
- (4) Iターンとは、過去本町に住所を有したことがない者が、本町に転入することをいう。
- (5) 新規学卒者とは、町民であり、本町内の小学校又は中学校に在学した者であって、中学校以上の学校を卒業した者（義務教育以外は中退者を含む。）をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 転入時点で40歳以下でI・Uターンした者
- (2) 中学校以上の学校を卒業（義務教育以外は中退者を含む）後の1年以内に町内外の事業所に就職、又は自営業を開業し、その日から起算して1年以上継続して就業している新規学卒者で、引き続き就業し、居住する意思がある者

(補助の内容)

第4条 町長は、この要綱の目的を推進するため、別表の補助を行う。

(補助金の交付申請)

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、当該補助の対象となった日から一定期間内に、東栄町若者定住支援補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の資格要件を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通

知書（第2号様式）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（適用除外）

第7条 次の各号に掲げる者は、この要綱による補助金の交付の対象としない。

- （1） 福祉施設への入所又は医療施設への入院等を主な目的として転入した者
- （2） 町県民税又は町に納付すべき使用料等を滞納している者（同居の親族を含む。）
- （3） その他町長が補助の対象に適當でないと認める者

（補助金の請求）

第8条 町長は、第6条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第4号様式）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- （1） 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認められたとき。
- （2） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めたとき。

（雑則）

第10条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則（平成20年3月31日訓令第15号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、新規学卒者を対象とした奨励措置は、平成20年2月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日訓令第12号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日訓令第23号）

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（令和2年 月 日訓令第 号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者及び支給要件等	補助内容	申請の時期
新規学卒者 町民であり、本町内の小学校又は中学校に在学した者であつて、中学校以上の学校を卒業した者が1年以内に町内外の事業所に就職又は自営業を営んでいる場合 ※義務教育以外は中退者含む	① 2万円分の町内消費拡大券 ② 北設情報ネットワークの引込工事代金及びテレビ視聴工事負担金又はインターネット接続工事負担金	① 対象となる就業後、1年経過した日から6か月以内 ② 対象となる就業日から6か月以内
Uターン者 従来町民であつた者が定住する意思をもって東栄町へ再転入した場合 ※同一人1回限り ※転入時40歳以下		① 転入後、1年経過した日から6か月以内 ② 転入日から6か月以内
Iターン者 従来東栄町に住所を有しなかった者が定住する意思をもって東栄町に転入した場合 ※同一人1回限り ※転入時40歳以下		

◆町内消費拡大券の使用期限は一律6か月間